

平成27年度 第45回 札幌社会人サッカーリーグ 開催要項 (ミドルリーグ)

1. 主催 札幌地区サッカー協会・札幌社会人サッカー連盟
2. 主管 札幌社会人サッカー連盟
3. 開催期間 平成27年4月26日(日)～9月20日(日)
4. 会場 札幌市 米里サッカー場・前田森林公園サッカー場・厚別公園競技場・白旗山競技場・円山競技場・東雁来公園サッカー場・札幌サッカーアミューズメントパークサッカー場
野幌総合運動公園 陸上競技場/天然芝サッカー場他

5. 参加資格

- (1) 日本サッカー協会に登録及び札幌社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第1種チーム(準加盟を含む)及び選手であること。
※日本サッカー協会シニア登録を完了した選手の参加を認める。
- (2) 出場する選手は平成27年4月1日現在、満35歳以上であること。
但し、1チームあたり5名までの30歳以上35歳未満(平成27年4月1日現在)の選手の登録・出場を認める。
- (3) 平成27年度札幌社会人サッカーリーグ登録選手の重複出場を認める。
- (4) 当リーグは、帯同審判制を敷くため、本要項12.競技審判員の条件を必ず履行できること。

6. 選手エントリー

- (1) 前5項の参加資格を満たす選手のエントリーについて登録人数の制限はしない。
- (2) 選手エントリーは、平成27年4月1日付をもって行い、リーグ戦終了まで有効とする。
- (3) 外国籍選手のエントリーは4名までとし、出場は交代予定者を含め3名までとする(準加盟チームは除く)。
- (4) 選手エントリーの追加は札幌地区サッカー協会及び札幌社会人サッカー連盟に所定の手続きを行い、これを受理された選手は選手証を取得した時点で本大会の出場を可とする。
- (5) 試合の際、選手証を提示できない選手は交代も含め出場できない。
なお、選手証は、協会登録選手証を使用する。ただし、他リーグ登録重複者については、協会登録選手証のコピーもしくは協会発行選手証台紙に写真添付したものも有効とする。
- (6) 出場選手の資格に疑義を生じた場合、しかるべき調査の上、不正については厳重に処分する。

7. リーグ編成

詳細は参加チーム数確定後に決定する。なお、本リーグは札幌社会人リーグとの重複を認めているが、日程・審判割り当て等は一切考慮しない。

8. 競技方法

- (1) 総当りのリーグ戦とする。(参加チーム数によっては2回戦総当り)
- (2) 競技時間は30分ハーフ、60分とし、前後半のインターバルを5分とする。
- (3) 選手の交代は上限を設けませんが、同一選手の出場は1試合につき1回とする。
- (4) 順位の決定は ①勝点(勝3点、分1点、負0点)②得失点差 ③総得点 ④当該チームの勝敗
- (5) 警告の累積2回で翌1試合の出場を停止し、再発の場合停止1試合を加える。
- (6) 退場を宣告された選手は翌1試合の公式戦の出場を停止し、後の処分はフェアプレー・規律委員会にて決定する。

※上記(5)(6)項について札幌社会人サッカーリーグと重複出場する選手については其々のリーグで処分される。

9. 競技規則

平成27年度(公財)日本サッカー協会 競技規則に拠る。

10. ユニフォーム

平成27年度(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に準ずる。

11. 表彰

- (1) 団体表彰:優勝・準優勝・第3位のチームを表彰する。
- (2) 個人表彰:各部の得点王・アシスト王を表彰する。
- (3) フェアプレー賞:本大会期間中を通じて警告・退場・その他の懲戒処分を受けなかったチームのうち成績上位1チーム

ムを表彰する。

(4)その他、本大会期間中を通じて表彰に値するチーム・個人があった場合、これを表彰する。

12. 競技審判員

- (1) 競技審判員は、運営委員会の定めた審判割当を持って、審判資格を有する審判員がチームの責任に於いて行う。
- (2) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、服装は主審、副審、第4の審判員を問わず必ず審判服及び審判資格を示す胸章(ワッペン)を着用し、態度厳正にして積極的に責務を遂行しなければならない。
- (3) 主審は3級以上を原則とするが、帯同3級審判員が札幌リーグと試合時間が重複することがあきらかな場合、4級審判員が主審を行うことができる。
- (4) 競技終了後、主審は当該試合の記録報告書の確認を行い所定の位置に署名する。
- (5) 審判料は別途規程により支給する。

13. 運営当番

運営当番は、リーグ開催中、各チーム原則として年1回、各会場での試合運営と従来までのリーグ部長の職務を行う。運営当番チームは、別途制定される「大会運営の手引き」を参考として職務を遂行すること。

14. 罰則

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告、退場の処置については、運営要項細則により処置する。
- (2) 不戦チームの処置
 - ア 不戦試合を行った場合の処置は、連盟常任理事会にて決定する。チームはその処置に従うこと。
 - イ 不戦試合の場合は相手チームに勝点3及び得点5を与える。

ただし、試合途中で人数不足となり不戦試合となった場合は、既に獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。その際の得点者・アシスト者の記録は無効となる。
 - ウ 天変地異その他不可抗力により棄権する場合は、相手チーム・事務局・リーグ運営委員長に通知すること。

その後の処置は連盟常任理事会で裁定する。
 - エ 不戦試合を行ったチームは、運営委員会の処置により1件につき**懲戒金10,000円**を徴収する。(通知後1ヶ月以内に札幌社会人連盟へ納付のこと)
- (3) 延期試合について

大会日程周知後の、チーム都合による試合の延期については認めない。ただし札幌社会人サッカー連盟が関係する上位大会については延期を考慮する。延期日程は札幌社会人サッカー連盟が通知する。
- (4) 運営当番、審判、準備、後片付け等の割り当てを怠ったチームは、運営委員会の処置により1件につき**懲戒金10,000円**を徴収する。(通知後1ヶ月以内に札幌社会人連盟へ納付のこと)
- (4) 本要項の参加資格に違反したチームは没収試合とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとする。(スコアは0-5とする)

この場合、次年度以降のリーグ参加は連盟常任理事会で裁定する。
- (5) 大会運営上、著しく支障をきたすチームは、厳正に対処する。

15. 事故防止

- (1) 試合場への移動、試合中、その他事故防止について各チームの責任に於いて全員に徹底すること。
- (2) 各会場駐車場における車の破損・盗難等の事故に関しては公共の場であることにより自己責任とする。
- (3) 各チームはリーグ開始前までにスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。
- (4) 飲料水、医薬品等必要な物は自チームにて用意すること。
- (5) 落雷・その他天変地異等で試合開催・継続が困難となった場合、原則として日時を改め再試合とする。
- (6) 落雷・その他天変地異等による事故については、当連盟は責任を負わない。

16. その他

当リーグ所属チームが、混成チームではなく、単独出場で札幌社会人サッカー連盟関連大会において全道大会を勝ち抜き、道外における全国大会出場を果たした場合、チームからの要望などがあった場合に限り、常任理事会で承認された場合は、遠征費用等の一部を助成する場合がある。

17. 附則

本要項は、平成27年度の札幌社会人サッカーリーグ ミドルリーグを規程するものである。
社会人チームとしての節度を守り、より実りのある大会として終了できるよう期待する。